

知事が指定した船舶が使用できる施設の指定（平成14年岩手県告示第690号）の一部を次のように改正する。

令和3年10月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
漁港名	施設の種類	施設の名称	施設の所在地	漁港名	施設の種類	施設の名称	施設の所在地
大船渡漁港	[略]			大船渡漁港	[略]		
	[略]	上平岸壁横泊地	大船渡市大船渡町字上平地先のうち別図に示す延長54メートル及び幅員30メートル		[略]	上平護岸横泊地	大船渡市大船渡町字上平地先のうち別図に示す延長50メートル及び幅員30メートル
	[略]	下平物揚場横泊地	[略]		[略]	下平物揚場横泊地	[略]
	泊地	下平岸壁横泊地	大船渡市大船渡町字下平地先のうち別図に示す延長96.5メートル及び幅員30メートル		[略]	砂子前岸壁横泊地	[略]
	[略]	砂子前岸壁横泊地	[略]		[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	[略]	南第1防波堤横泊地	[略]		[略]	宮ノ前物揚場横泊地	[略]
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
大船渡漁港 (細浦)	[略]	西第2防波堤横泊地	大船渡市末崎町字峯岸地先のうち別図に示す延長30メートル及び幅員15メートル	大船渡漁港 (細浦)	[略]	西第2防波堤横泊地	大船渡市末崎町字峯岸地先のうち別図に示す延長18メートル及び幅員15メートル
	[略]	西第1防波堤横泊地	[略]		[略]	西第1防波堤横泊地	[略]
	泊地	峯岸護岸横泊地	大船渡市末崎町字峯岸地先のうち別図に示す延長33メートル及び幅員20メートル		[略]	神坂岸壁横泊地	大船渡市末崎町字神坂地先のうち別
	[略]	神坂岸壁横泊地	大船渡市末崎町字神坂地先のうち別		[略]	神坂岸壁横泊地	大船渡市末崎町字神坂地先のうち別

		<u>図に示す延長35メ ートル及び幅員20 メートル</u>			<u>図に示す延長24メ ートル及び幅員20 メートル</u>
[略]			[略]		
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					